

審 査 基 準

令和3年4月1日作成

法 令 名 : 古物営業法 (2-2)
根 拠 条 項 : 第3条
処 分 の 概 要 : 古物市場主の許可
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第4条 (許可の基準) 第5条第1項 (許可の手続) 古物営業法施行規則第1条の3 (許可の申請) 第2条 (古物の区分)
審 査 基 準 : 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 50日
申 請 先 : 主たる古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :